住所　東京都渋谷区神泉町15番15号
宋美　昭和43年8月11日生
住所　東京都足立区中央本町4丁目15番7－205号
ムスタビ・トロフダロ　平成6年11月12日生
住所　東京都江戸川区平井7丁目34番29号
梁美恵　昭和63年3月25日生
住所　東京都世田谷区弦巻5丁目19番3号
盧東培　昭和33年8月13日生
住所　東京都北区田端新町2丁目11番11－1002号
金孝憲　昭和44年6月10日生
金由菜　平成26年2月8日生
住所　東京都小金井市本町4丁目4番5号
李惠子　昭和49年12月21日生
住所　横浜市戸塚区下倉田町1751番地13
薛美姫　平成5年1月4日生
住所　神奈川県愛甲郡愛川町中津677番地11
コウジ・アントニオ・オオタ・ガシャ　平成7年6月27日生
住所　東京都中央区晴海3丁目13番2－1102号
季剛　昭和51年2月9日生
住所　神奈川県愛甲郡愛川町中津2079番地12
カティ・リエ・シキナ・クエバ　平成4年1月30日生
住所　東京都葛飾区東金町2丁目12番6－206号
宋明姫　昭和48年12月24日生
住所　埼玉県戸田市下前1丁目11番20－762号
劉義　昭和52年6月2日生
劉航希　平成22年1月4日生
劉航平　平成25年9月20日生
住所　東京都足立区栗原1丁目2番1－409号
尹美英　昭和63年8月20日生
住所　兵庫県伊丹市伊丹1丁目13番38－202号
金美奈子　昭和43年8月30日生
住所　兵庫県明石市大久保町八木140番地1
ヤハヤ・エーエム・ベンスレイマン　昭和54年7月29日生
住所　神戸市中央区元町通1丁目13番11号
陳晶奈　昭和58年1月13日生
住所　東京都世田谷区弦巻3丁目13番22号
陳晶惠　昭和59年10月16日生
住所　神戸市中央区再度筋町15番10号
陳晶実　昭和63年4月6日生
住所　千葉市花見川区こてはし台3丁目13番11号
李金秀　昭和53年10月22日生
住所　札幌市白石区東札幌3条4丁目5番15－102号
金村栄治　昭和43年4月1日生
住所　大阪府東大阪市足代北2丁目11番3号
金浩英　昭和35年11月22日生
趙優子　昭和39年9月22日生
金恵理　平成2年2月9日生
金慎哉　平成4年6月4日生
金滉哉　平成4年6月4日生
住所　大阪府守口市梅園町9番1－505号
申貴司　昭和50年5月3日生
宋理華　昭和51年2月23日生
申有夢　平成18年8月11日生
申歩希　平成22年1月9日生
住所　大阪市旭区森小路1丁目3番2－605号
申知香　昭和51年10月31日生
住所　千葉県船橋市浜町2丁目3番36－1608号
邵琦　昭和53年4月4日生
陳奕佳　平成19年3月24日生
陳安奕　平成23年3月22日生
住所　千葉県柏市つくしが丘4丁目9番5号
劉威　昭和52年11月29日生

○外務省告示第三百七十五号

平成二十八年九月十五日にワガドゥグーで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億七千万円
3　署名者

日本側	二石昌人在ブルキナファソ大使
ブルキナファソ側	アルファ・バリー外務・協力・在外ブルキナファソ人大臣

平成二十八年九月二十九日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百五十八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十三条第三項中「）を含む。」を削る。

別表第一弗化水素の項中「吸光光度分析方法」を「吸光光度分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法」に改め、同表ホルムアルデヒドの項中「高速液体クロマトグラフ分析方法」を「ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法」に改める。

○厚生労働省
農林水産省告示第八号

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）第十八条第一項後段の規定に基づき、平成二十八年九月十五日付けをもって認定業務規程の変更を認可したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年九月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二

一　認定業務規程を変更した指定認定機関の名称及び住所並びに当該認定業務規程に係る食品の種類

指定認定機関の名称	指定認定機関の住所	食品の種類
全国菓子工業組合連合会	東京都港区南青山五丁目十二番四号	菓子製品

二　変更された指定認定機関の認定業務規程
変更された指定認定機関の認定業務規程は、次のとおりである。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課及び農林水産省食料産業局食品製造課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。）

○農林水産省告示第千八百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県江津市桜江町江尾五六五の六から五六五の八まで、五六八の一七から五六八の一九まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川本四七八の五、四七八の一七、四七九の三
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年九月二十九日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡川本町大字川本一三五一の一、一三五五の七、三〇三六の一、三〇三六の二、三〇三六の七、三〇三七の一、三〇四三の二から三〇四三の五まで、三〇四五の一、三〇四六、三〇四七の三、三〇五〇の一、三〇五〇の二、三〇五三の八、三〇五三の九